

緑の募金森林整備推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、緑の募金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び緑の募金森林整備推進事業交付金交付要綱（以下「交付金交付要綱」という。）に基づいて実施する緑の募金森林整備推進事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(交付事業対象者の条件)

第2条 交付金交付要綱第3条の申請者（以下「申請者」という。）は、次の要件を備えた東京都内の個人、団体、グループ等であること。

- (1) 整備対象の森林の所有者又は所有者から森林の整備に係る委任を受けている者であること。
- (2) 明確に「森林整備」を目的とし、政治や宗教的宣伝又は営利活動を目的としないこと。
- (3) 交付金の使途に係る条件順守が確実であること。
- (4) 団体、グループ等（以下「団体等」という。）である場合、規約及び活動記録等を備え、団体の活動内容が把握できること。
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条に規定する暴力団等でないこと。また、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者

※東京都暴力団排除条例

https://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/gl01RG00004199.html

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20201113142701_1.pdf

(対象事業及び対象森林)

第3条 交付金交付要綱第4条の森林の整備等事業については、次の(1)に該当する事業又は(1)に該当し、かつ、(2)から(4)までのいずれかに該当する事業とする。この場合において、(1)の森林整備・緑化活動の経費が、事業費の2分の1以上の額であることとする。

- (1) 森林整備・緑化活動（植栽、下草刈り、間伐、林道整備、保全保護等）
- (2) 森林活動に係る人材育成（指導者の養成研修、講習受講など）

(3) 林業体験教室、森林環境教育などの普及啓発事業

(4) その他、上記に準ずる森林の整備、緑化の推進、木育等を目的とする事業、イベント等

2 事業対象となる森林は、申請者の所有する森林又は森林所有者の委任により整備が行われる森林とする。この場合において、土地所有者と森林所有者が異なる場合は、事業の実施につき土地所有者の了解が得られていることとする。

3 補助を受ける事業者は、同一の事業について複数の補助金を受給することはできないものとする。ただし、区市町村、国土緑化推進機構等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない。

(対象経費)

第4条 緑の募金森林整備推進事業収支予算書（交付金交付要綱様式1の2）の各経費区分及び各経費区分における補助対象は、次の経費とする。

(1) 森林整備費経費

委託費、苗木代、保険料、通信費、消耗品費、講習受講料、指導者謝礼（申請者に所属する者を除く。）、PR経費、事務費、その他必要と認められる経費

(2) 用具整備費

材料費（委託費に含まれるものを除く。）、機械器具代（作業に直接的に関わるものに限る。）、機器修繕費、保護具等

2 申請者が団体等の場合、団体等の通常の運営に要する経費、定期的に発行する機関誌等に要する経費、関係者（会員、OB・OG等）への謝礼、次年度以降にかかる準備用品、その他対象事業に直接必要と認められない経費等は対象外とする。

3 機械器具の購入に係る1台あたりの交付上限額は、チェーンソーは15万円、刈払機は10万円とし、それぞれ2台までとする。その他、5万円を超える機械器具の購入に係る交付金上限額は、5万円とする。

(交付額、企業募金額及び募金方法)

第5条 交付額、企業募金活用型事業の企業募金額及び募金方法は次のとおりとする。この場合において、経費合計金額の千円未満は切り捨てとする。

(1) 企業募金活用型事業

ア 企業募金額

1 事業 50 万円以上

イ 交付額

1 事業 30 万円以上で、企業募金額から、20 万円を減じた額を上限とする。

ウ 企業募金募金方法

東京緑化推進委員会が実施する緑の募金へ募金すること。

(2) 一般型事業

ア 交付額

1 事業 30 万円以内。ただし、各事業年度の予算の範囲内で交付する。

(事業期間)

第6条 交付事業者の事業の実施期間は、それぞれの事業の交付金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。

(概算払請求の請求期間)

第7条 交付金交付要綱第15条で規定する概算払請求の請求期間はそれぞれの事業の交付金の交付決定日以降から当該年度の12月末日までとする。

(事業実績報告書)

第8条 交付事業者は事業実績報告書の提出にあたり、次の(1)及び(2)に定めるところにより、事業における支出が証明できる証拠証票(写)を当該年度の3月15日(当該日が土日の場合は翌週の月曜日)までに提出すること。

(1) レシート

日付、金額、発行者名、経費内容がわかるもの。内容の記載がない場合は、別途内容がわかるものを添付すること。

(2) 領収書

日付、金額、実施する団体の宛名、発行者名および押印、内容の記載があるもの。内訳は、別紙の内訳書や請求書等を添付すること。

(企業募金活用型事業の公募等)

第9条 交付金交付要綱第7条に規定する募金企業の公募等については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 公募方法

東京緑化推進委員会ホームページに次の内容を公表する。

ア 交付金を用いて行う事業の名称、目的及び内容

イ アの事業に係る資金計画及び事業計画並びに交付金の交付希望額

ウ その他参考となる資料

(2) 公募期間

公募期間は3週間程度とし、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）理事長（以下「理事長」という。）が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

(3) 募金企業の条件

企業募金活用型事業の公募へ応募する企業は、次の要件を全て満たしていること。

ア 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第2条に規定する暴力団等でないこと。また、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者

イ 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類するものでないこと。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うものでないこと。

エ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。

オ 国又は地方公共団体でないこと。

(4) 公募への申請方法等

ア 公募への申請書類

公募への申請書類は次の（ア）から（ウ）までとする。

ただし、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

（ア）緑の募金森林整備推進事業企業募金応募申請書（第1号様式）

（イ）定款、寄附行為等企業の概要が分かる資料

（ウ）誓約書（第2号様式）

イ 申請方法

応募書類は電子メールにて次のアドレスに、公募の応募開始の日から応募締切の日までに申請すること。

[e-mail] bokin@tdfaff.com

(募金企業の決定)

第10条 公募期間中に公募に対して企業等から申請があった場合、理事長は申請書類を確認し、申請した企業等が前条で規定した企業等の条件に照らして適格であるか等を判断し、適格と認めた申請書を受理する。

2 理事長は、最も早く受理された申請書を提出した企業等を募金企業として選定し、その他の企業は不選定とする。

3 前項で選定又は不選定を決定した場合、理事長は、緑の募金森林整備推進事業募金企業選定結果通知書(第3号様式)により、当該選定又は不選定企業等へ選定結果を通知するとともに、緑の募金森林整備推進事業募金企業選定結果通知書(第4号様式)により、申請者へ募金企業の選定結果を通知する。

(企業募金活用型事業に係る覚書)

第11条 申請者、企業等及び財団は、募金企業の選定後、次に掲げる事項に関する覚書を締結する。

(1) 森林整備等に関すること。

(2) 費用負担及び募金の実施に係る手続きに関すること。

(3) 看板の設置・撤去や現地見学会の実施に関すること。

2 前項の覚書は、緑の募金森林整備推進事業企業募金活用型事業における覚書(第5号様式)を基本とする。

(募金の取り扱い)

第12条 募金企業に選定された企業等による募金は、いかなる場合も財団から募金額の返金を行わないものとする。

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

申請者 住 所
法人名等
代表者名 印

年度

緑の募金森林整備推進事業企業募金申請書

下記のとおり緑の募金森林整備推進事業への募金を希望するため、緑の募金森林整備推進事業実施要領第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 募金を希望する事業の名称

名称：

2 緑の募金への募金額 金 円

3 関係書類

- (1) 定款、寄附行為等企業の概要が分かる資料
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) その他必要な資料

第2号様式（第9条関係）

誓 約 書

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長

殿

緑の募金森林整備推進事業実施要領第9条の規定に基づく募金企業の申請を行うに当たり、当該申請により募金を行おうとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。また、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者であること、及び緑の募金森林整備推進事業実施要領第9条（1）イからオに該当しないことを誓約いたします。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

法人名等

代表者名

印

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3号様式（第10条関係）

農振財緑第 号

年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財

団

理事長 印

緑の募金森林整備推進事業 募金企業選定結果通知書

年 月 日付で申請（又は希望）のあった緑の募金森林整備推進事業募金企業の選定については、下記のとおりに決定しましたので通知します。

記

1 企業募金活用型事業の名称
名称：

2 選定結果
選定

不選定

第4号様式（第10条関係）

農振財緑第 号

年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 印

緑の募金森林整備推進事業 募金企業選定結果通知書

年 月 日付で申請のあった緑の募金森林整備推進事業における募金企業の選定については、下記のとおりに決定しましたので通知します。

記

1 申請事業の名称

名称：

2 結果

募金企業選定

よって、申請事業は企業募金活用型事業の対象とします。

募金企業不選定

よって、申請事業は企業募金活用型事業の対象外とします。

第5号様式（第11条関係）

緑の募金森林整備推進事業企業募金活用型事業における覚書

緑の募金森林整備推進事業申請者（以下「甲」という）、
募金企業等（以下「乙」という）、及び緑の募金森林整備
推進事業交付金交付者 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「丙」とい
う）は、東京都内の森林整備の実施を目的として、緑の募金森林整備推進事業実
施要領11条に基づき、甲乙丙三者の合意により、下記のように覚書を取り交わ
す。

記

（信義誠実の尊重）

第1条 甲、乙及び丙は、信義にのっとり相互に協力し、かつこの覚書の履行に
あたるものとする。

（森林整備等に関する事）

第2条 甲は、緑の募金森林整備推進事業交付金交付要綱に基づき、丙に対して
申請した下記の森林整備等を実施すること。

（1）事業名称

（2）目的

（3）内容

（4）期間 交付決定日から 年 月 日まで。

（費用負担及び募金の実施に係る手続きに関する事）

第3条 乙は、第2で行われる森林整備等及び東京緑化推進委員会が実施する緑
化運動等への募金として、金 円を、東京緑化推進委員会が実施する緑の
募金へ寄付すること。また、丙は乙に対して寄付金受領書を発行する。

2 甲は、丙からの交付金及び自らの経費負担により、第2条の森林整備等を実施すること。

(看板の設置・撤去や現地見学会の実施に関すること)

第4条 甲は、乙が希望する場合、第2条で実施した事業対象地において、乙の名称等を含む看板の設置のほか、実施年又は実施年の翌年に企業の現地見学会等を受け入れることとする。設置した看板は、乙の責任により管理等行うこと。

年 月 日

甲：緑の募金森林整備推進事業申請者
名前・名称等

乙：募金企業等
企業等名称及び代表者等氏名

丙：公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長